



畜産PR大使「おーいたん」

公益社団法人 大分県畜産協会 TEL:097-545-6594
FAX:097-554-4049

第102号

令和元年7月分交付金概算払単価公表

肉用牛肥育経営安定交付金制度の令和元年7月分の交付金概算払単価が公表されましたので、概算払いを行います。

肉専用種については、81,923.9円・乳用種については、31,702.1円 交雑種については交付がありませんでした。

詳細につきましては、肉用牛肥育経営安定交付金制度の交付金単価について【令和元年7月分】(独立行政法人農畜産業振興機構発行)をご覧ください。

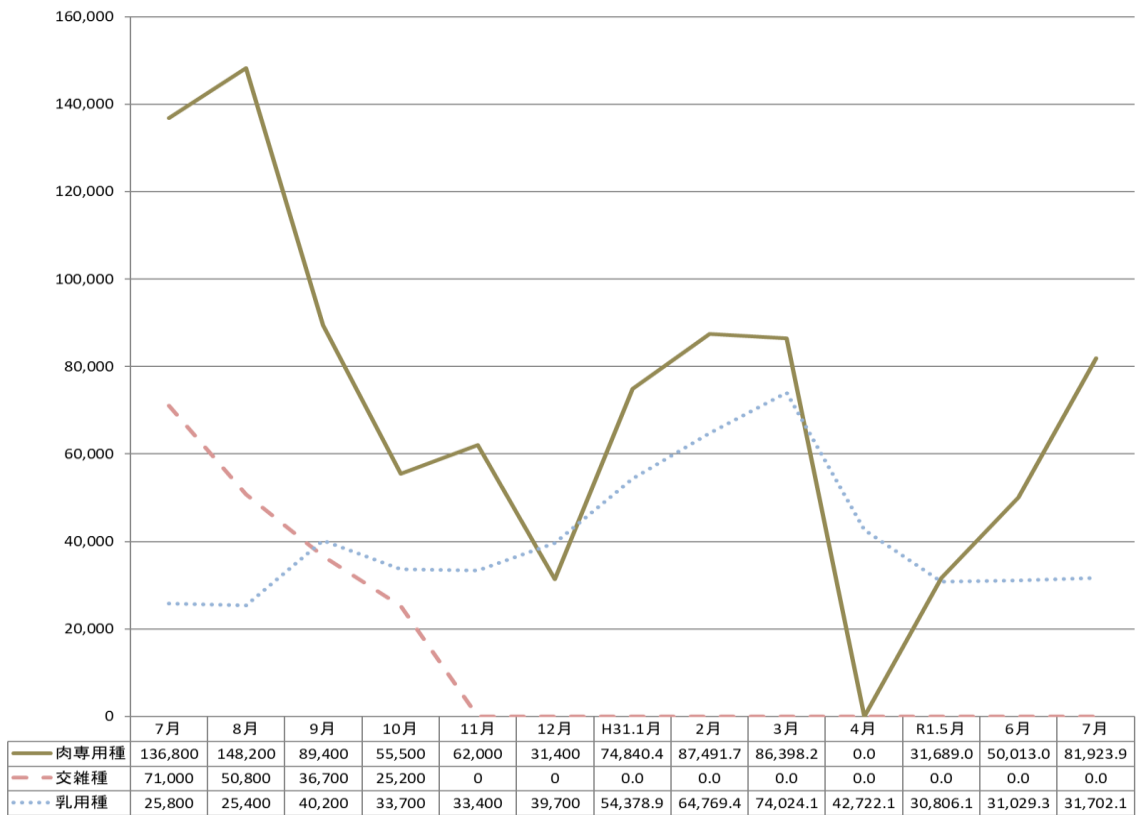
トピックス

●令和元年7月分の単価(概算)が公表されました。

●7月分の交付金交付は、9月26日(木)を予定しております。

交付金発動状況

単位:円



牛マルキン事業に関するホームページ

★公益社団法人 大分県畜産協会 <http://oota.lin.gr.jp/>

当協会のホームページです。マルキン情報の他、市場結果、種雄牛情報等も掲載しております。

★独立行政法人 農畜産業振興機構 https://www.alic.go.jp/operation/livestock/assistance-marukin_00002.html
補填金単価の公表の他、単価算定に関する各種参考資料等が掲載されております。

(1) 畜産物の市況展望【牛肉】

～下落基調和牛はラグビーW杯特需に期待～

7月の牛枝肉価格は、和牛は、去勢A5が前月比17円安の2,753円（前年同月比81円安）と再び下げ、同A4は16円安の2,415円（同6円安）、同A3は15円安の2,220円（同54円安）、同A2は4円高の1,966円（同18円高）と伸び悩んだ。平年であれば7月は、6月の不需要期の相場水準を上回って推移するが、今年は末端消費の冷え込みが厳しかった。後半から旧盆手当てが動き始めたものの、前半の低迷を押し上げるほどの勢いはなく、8月も買い控えがみられ前半は低迷した。

一方、交雑牛はB4で29円高の1,786円（同99円高）、B3が4円高の1,653円（同119円高）、同B2は12円安の1,529円（同177円高）と、いずれも前年実績を大幅に上回る強気な相場形成だった。消費者が量販店で購入するごちそうの価格帯が和牛から交雑牛にシフトし、交雑牛は下期も下げ要素が少ないとみられる。

乳去勢は払販するほどの供給量が安定しないため、B2で82円安の933円（122円安）と急落。輸入牛肉はカナダ産をはじめ米国産もバラ系の通関量が増加しており、焼き材が訴求されるようになっている。

末端需要は、参議院選挙の影響で中元ギフトや外食が伸び悩み、8月も猛暑が消費の足を引っ張った。また、「輸出市場もここへ来て需要に陰りがみられ、和牛5等級の値下がりにつながった」（市場関係）という。外食は客単価3万円を超えるような予約困難店が支持される一方で、輸入牛肉などを活用した価格訴求型の店舗も好調で、二極化が進む。小売は交雑牛が主力となっているため、和牛の扱い量は縮小傾向にある。9月のラグビーW杯が需要増につながることを期待したい。

以上から和牛去勢A5で2,750円、A4で2,400円前後、A3で2,200円、交雑種去勢B3で1,650円前後、B2で1,550円絡み。

（※公益社団法人中央畜産会 発行 畜産コンサルタント誌9月号 抜粋）

(2) 情報提供

～消費税「軽減税率」制度について【畜産農家に必要な対応等の視点から】～

財務省主税局 加藤博之 氏

★消費税制度が変わります！

2019年10月1日より、消費税率10%への引上げに伴い、「軽減税率制度」が実施される予定となっています。また、同時に仕入税額控除の適用を受けるために必要な請求書等の保存方式として「区分記載請求書等保存方式」が実施され、さらに2023年10月からは「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されることとなっています。

本稿においては、「軽減税率制度」を中心に、その制度の基本的な内容とともに、実務面への影響や対応等について説明したいと考えます。

なお、文中の意見、主張等に関する部分については、筆者の個人的な見解に基づくものであり、所属した・所属する組織の公式な見解等ではないことを予めお断りします。

★「飲食料品の譲渡」の考え方

消費税「軽減税率制度」では、「飲食料品の譲渡」が軽減税率の適用対象となります。ここでいう「飲食料品」とは、人の飲用または食用に供されるものをいい、軽減税率が適用されるか否か（飲食料品の譲渡か否か）は「売り手」が「販売時点」において判断することとなります。例えば、「豚骨」のように「飲食料品」として譲渡することもあれば、食べることができないもの（不可食部位）として譲渡することもあるようなものについては、販売の際、「売り手」が「何を譲渡（販売）するのか」（人の飲食用か否か）を考え、適用税率を決めることとなります。

また、「生きた牛」（生体）のように、と畜場等で食肉処理された後にしか飲食料品（枝肉）として流通しないようなものの譲渡（生体取引）については、（「飲食料品の譲渡」に該当せず）軽減税率の適用対象とはなりません。

なお、出荷などに伴いやり取りされる各種奨励金等については、「飲食料品の譲渡」の対価に該当しないことが一般的であり、標準税率が適用されるものと考えられます。

（※公益社団法人中央畜産会 発行 畜産コンサルタント誌9月号 抜粋）

つづきは、別紙をご覧ください。（参考になるかと思えます。）

消費税「軽減税率」制度について ～畜産農家に必要な対応等の視点から～

財務省主税局 加藤 博之

消費税制度が変わります！



2019年10月1日より、消費税率10%への引上げに伴い、「軽減税率制度」が実施される予定となっています。また、同時に仕入税額控除の適用を受けるために必要な請求書等の保存方式として「区分記載請求書等保存方式」が実施され、さらに2023年10月からは「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されることとなっています。

本稿においては、「軽減税率制度」を中心に、その制度の基本的な内容とともに、実務面への影響や対応等について説明したいと考えます。

なお、文中の意見、主張等に関する部分については、筆者の個人的な見解に基づくものであり、所属した・所属する組織の公式な見解等ではないことを予めお断りします。

「軽減税率制度」の基本的な考え方



(1) 「飲食料品の譲渡」の考え方

消費税「軽減税率制度」では、「飲食料品の譲渡」が軽減税率の適用対象となります。ここでいう「飲食料品」とは、人の飲用または食用に供されるものをいい、軽減税率が適用されるか否か（飲食料品の譲渡か否か）は「売り手」が「販売時点」において判断することとなります。例えば、「豚骨」のように、「飲食料品」として譲渡することもあれば、食べることができないもの（不可食部位）として譲渡することもあるようなものについて

は、販売の際、「売り手」が「何を譲渡（販売）するのか」（人の飲食用か否か）を考え、適用税率を決めることとなります。

また、「生きた牛」（生体）のように、と畜場等で食肉処理された後にしか飲食料品（枝肉）として流通しないようなものの譲渡（生体取引）については、「飲食料品の譲渡」に該当せず軽減税率の適用対象とはなりません。

なお、出荷などに伴いやり取りされる各種奨励金等については、「飲食料品の譲渡」の対価に該当しないことが一般的であり、標準税率が適用されるものと考えられます。

まずは、日々の取り引きを確認していただき、軽減税率が適用されるか否かのイメージをもつていただくことが準備・対応のファーストステップだと考えます。

(2) 「軽減税率制度」の実施による影響（「税負担が増加するのではないか」との懸念）

「軽減税率制度」の実施後、畜産農家の「売上げ」の多くは軽減税率、「仕入れ」の多くは標準税率の適用対象となることが想定されます。それ故に、「税負担が増加するのではないか」といった誤解をされている方も少なくありません。

消費税の納税額は、売上税額から仕入税額を差し引いたものです。したがって、「売上げ」と「仕入れ」における税率差は、申告・納税を通じて精算され、追加的な税負担が生じるわけではありません。

ただし、「仕入れ」の際に実際に支払う税

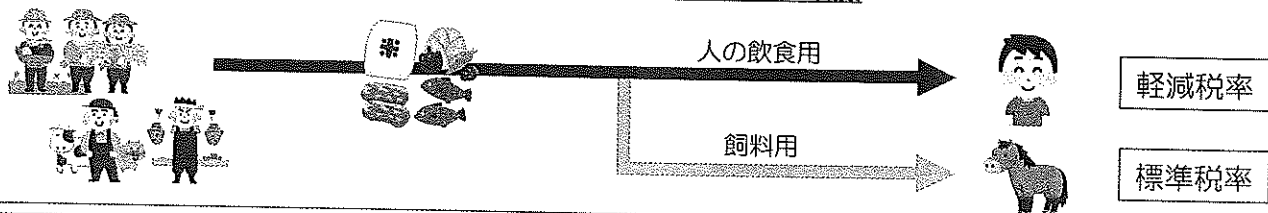
(図1) 食品としての流通が制限されるもの等の適用税率について

食品としての流通が制限されるもの等の適用税率について

【未定稿】

- 軽減税率の適用対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（＝人の飲用又は食用に供されるもの）を指す。
- 適用税率の判定は「売り手」が行うため、売り手が“人の飲用又は食用に供されるもの”として譲渡する場合には軽減税率が適用され、人の飲用又は食用に供されるもの“以外のもの”として譲渡する場合には標準税率が適用される。
- しかし、そもそも食品としての流通が制限されるもの（例：飼料用米など）や、社会通念上、人の飲用又は食用に供されるものとは言えないようなもの（例：石・紙など）については、“人の飲用又は食用に供されるもの”として譲渡することはないため、標準税率が適用されることとなる。

食品を人の飲用又は食用に供されるもの“以外のもの”として譲渡



食品としての流通が制限されるものの譲渡



社会通念上食品ではないものの譲渡



込み総額は増加することもあり得ますので、資金繰りへの影響等も考慮し経営方針を考えることが重要になると考えられます。

(3) 簡易課税制度への影響

また、簡易課税制度を適用する畜産農家の方からは「『みなし仕入率』が引き上げられなければ、仕入税額が過小に評価されてしまうのではないか」との懸念も示されていました。

その点も考慮し、平成30年度改正において、軽減税率が適用される農林水産物を生産する農林水産業（「農林水産業（食用）」）については、「みなし仕入率」が「70%」から「80%」に引き上げられています。

なお、簡易課税制度においては、個々の取り引きごとに事業の種類を判定することとされています。例えば、枝肉などを用いて食品製造・加工も行っている畜産農家の方は、その事業が「農林水産業（食用）」（みなし仕入率80%）に該当するのか、それとも「製造業」（みなし仕入率70%）に該当するのか、それぞれ区分することが必要となります。

区分記載・区分経理への対応



(1) 「売り手」と「買い手」の認識の一致の必要性

複数税率制度の下では、「売り手」と「買

い手」の適用税率等の認識が一致することが重要です。そのため、「売り手」は自らが適用した税率等を「買い手」に伝え、「買い手」は「売り手」が適用した税率が自らの認識と合致するか確認することとなります。

現行では、仕入税額控除の要件として、「帳簿」と「請求書等」の保存が求められています。「軽減税率制度」実施後は、「帳簿」に「軽減税率の対象品目である旨」の記載が必要となるほか、「請求書等」については現行の記載事項に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した税込対価の額」が追加された区分記載請求書の保存が求められることとなります（区分記載請求書等保存方式）。

(2) 畜産農家の方が区分記載請求書を発行する場面

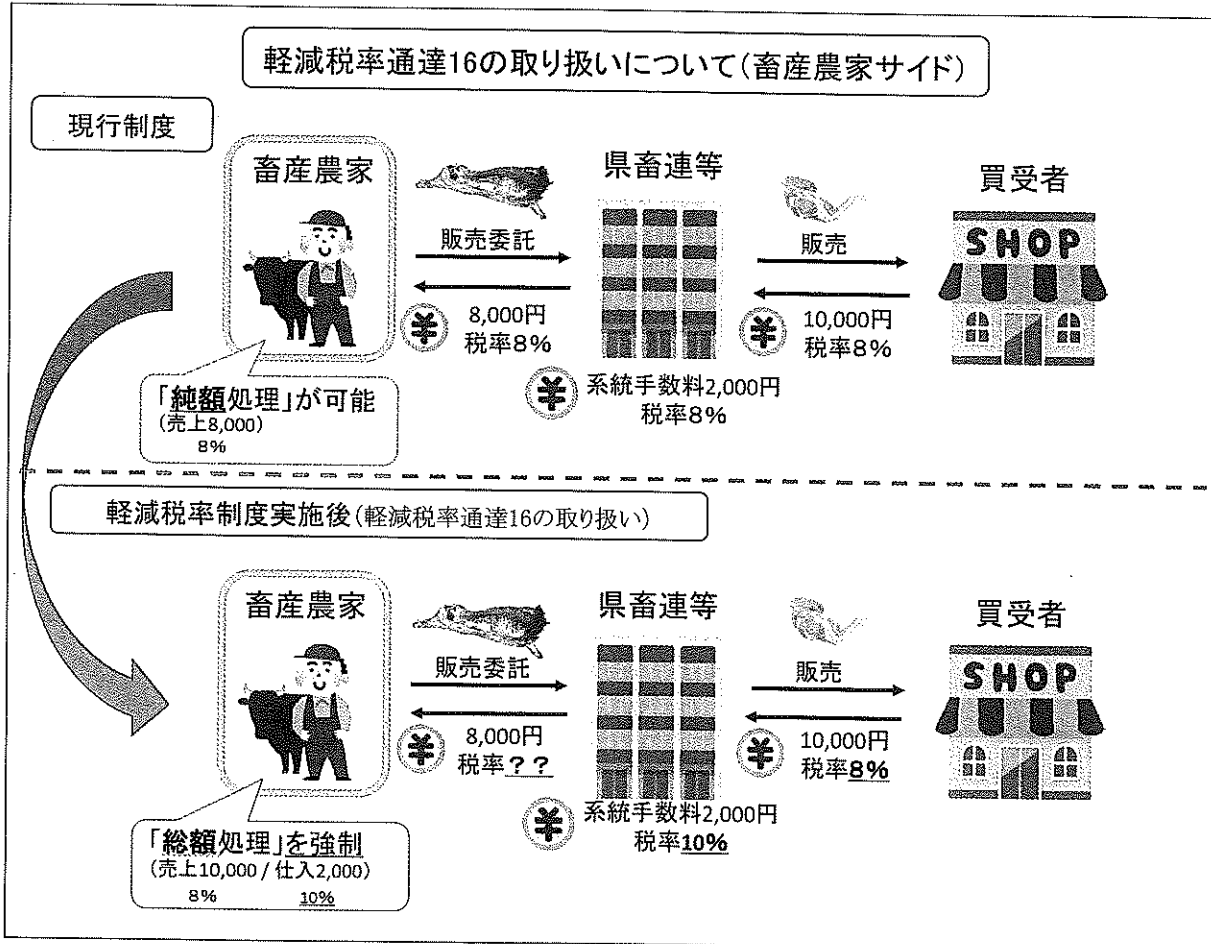
例えば、食肉卸売市場を経由した枝肉取引

や指定生産団体を経由した生乳取引等においては、受託者である市場の卸売業者や指定生産団体が「買い手」に対し請求書等を交付することが一般的であり、「買い手」はその書類の保存により仕入税額控除を行うことができることから、畜産農家が区分記載請求書を自ら作成し交付する場面はそれほど多くないと考えられます。

また、食肉センター等による買付の場合であっても、食肉センター等は自らが仕入税額控除を行うために必要な事項を記載した「仕入明細書」を作成し、畜産農家に交付・確認を求める実務が一般的であると考えられることから（要すれば「仕入明細書」による対応）、畜産農家が区分記載請求書を交付する場面はやはりそれほど多くないと考えられます。

他方、畜産農家が食品加工業者、乳業メー

(図2) 軽減税率通達16の取扱について（畜産農家サイド）（畜産資料P 4）



カーや小売業者などの事業者と直接取引を行う際には、現行交付している請求書に代え、区分記載請求書の交付を求められるような場面も出てくるのが想定されるため、畜産農家におかれても、区分記載請求書への実務的な対応・準備は行っておく必要があると考えられます。

消費税の税額計算における留意点

消費税の申告の場面における実務的な影響として、飲食料品の委託販売に係る課税売上の考え方について整理しておく必要があります。

現在、消費税の税額計算に際し、「純額処理」（販売委託手数料を差し引いた後の金額を課税売上とする）を採っている畜産農家は、「軽減税率制度」の実施後、課税売上の考え方を

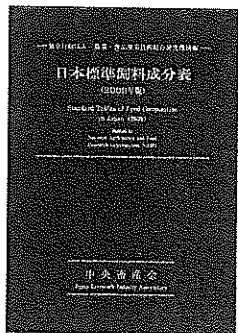
変更していただく必要があります。具体的には、「軽減税率制度」の実施後は、「販売高」（販売委託手数料を差し引く前の金額）を課税売上としていただき、「委託手数料」（10%の標準税率の適用対象）を課税仕入とすること（「総額処理」）が必要となります。

なお、このように消費税額の計算方法が変わるとしても、消費税の負担が増えるわけではありません。ただし、「事業者免税点制度（いわゆる「免税事業者」、基準期間（個人の場合、前々年）の課税売上高が1000万円以下）」や「簡易課税（基準期間の課税売上高が5000万円以下）」の適用の可否に影響が出てきますので留意が必要となります。

（かとう ひろゆき・財務省主税局税制第二課課長補佐 ※執筆時2019年7月1日時点）

中央畜産会の刊行図書

日本標準飼料成分表 (2009年版)



日本標準飼料成分表は、飼養標準によって示される家畜・家禽の養分要求量に見合った飼料の配合および給与設計を行う上で、その基礎となる重要なものです。さらに、飼料安全法に基づく飼料の栄養価の表示に当たっては、飼料成分表の数値を使用して算出することが義務づけられ、その基礎データとして使用されています。

2001年版以来、8年ぶりの改訂となる本書は、飼料の配合成分値の見直しを行い、特に、配合飼料の主成分であるトウモロコシについて、最新のデータにより成分値を示すとともに、消化試験、代謝試験を実施して栄養価を提示しました。

また、新しい飼料の追加掲載を行い、なかでも飼料自給率の向上に向けて、放牧草や食品残さの成分値についてより多くの情報を提供する観点から、新たに別表として取りまとめるとともに、飼料用品種のイネについて、従来の食用品種とは異なるものとして成分値および栄養価を提示しました。

- 序章 日本標準飼料成分表 2009年版作成の経緯
- 第1章 日本標準飼料成分表の性格と利用上の注意
- 第2章 飼料成分表
 - 2.1 一般成分組成、消化率、栄養価
 - 2.2 無機物含量
 - 2.3 アミノ酸含量
 - 2.4 ビタミン含量
 - 2.5 別表

- (1) 混播放牧草の組成、栄養価（牛） (2) 放牧草の組成、栄養価（牛） (3) 飼料蛋白質の分解パラメーター（牛） (4) 糖・デンプン・有機酸類と繊維成分含量 (5) 酵素法繊維画分の含量 (6) セレン含量 (7) 非フィチンリン含量 (8) アミノ酸有効率 (9) β-カロテンおよびα-トコフェロール含量 (10) リノール酸含量 (11) キサントフィル含量 (12) 食品残さの成分組成
- 第3章 付属資料

(公社)中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 (第2ディーアイシービル)
 TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
 E-mail book@jlja.jp URL <http://jlja.lin.gr.jp/>

